

会場に持ち込むことが禁止される物品は下記のとおりとする。ただし、主催者代表者が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- 1 鉄砲、刀剣類、弓類、包丁、ナイフ類、かみそり、針、鋏その他鋭利なもの
- 2 ドライアイス
- 3 塗料類（ペンキ等）
- 4 ペット（盲導犬、聴導犬、介助犬等身体障害者補助の用に供する目的で訓練された犬を除く）
- 5 ホイッスル、拡声器、楽器、ラジオカセット、防犯ブザー等大きな音の出るもの
- 6 スティックボード、スケートボード、ローラスケート、ラジコンその他遊具
- 7 ドローン、ラジコン飛行機等の無人航空機
- 8 毒物、劇物その他有害物質
- 9 発煙筒、爆竹、花火、ガスホーン、爆発物、火薬、照明弾、油類その他可燃性の危険物
- 10 石、吹き矢、材木、木刀、鉄パイプ、棒、ハンマー、チェーン、レーザーポインター、サーチライト、その他凶器として使用される恐れのあるもの
- 11 無線通信機器（携帯電話、小型ラジオ等を除く）
- 12 参加していない国の国旗
- 13 政治的、思想的若しくは宗教的な主義、主張、公共の秩序、道徳に反する内容、あるいは差別的内容の広告材料若しくは観念を表示し、若しくは連想させ、またはデモンストレーションに使用され得るものや大会の運営に支障を及ぼす恐れのある掲示板、立看板、横断幕、懸垂幕、旗、のぼり、アドバルーン、ゼッケン、プラカード、文書、図書、印刷物、商標等
- 14 ビン類、缶類等投てき等により他人に危害を与える恐れのあるもの
- 15 その他入場者等に迷惑もしくは危険を及ぼし、またはそれらの恐れのあるもの

会場において禁止される行為は下記のとおりとする。これらの行為を行うもの、もしくは行う恐れのあるものは会場への入場・滞在を許可しない。ただし、主催者代表者が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- 1 立ち入りを制限または禁止された区域に正当な理由なく立ち入ること
- 2 所定の場所以外への車両の乗り入れ、または所定の場所以外に駐車すること
- 3 競技会場内にアルコールもしくは薬物その他物質により酩酊した状態で入場すること
- 4 施錠された施設の解錠、及び検査が行われたことを示す封印、テープ等を損壊もしくは開封、改変すること
- 5 施設、器物、装置等を汚損もしくは破壊し、またはみだりに操作すること
- 6 入場者等を脅迫、威圧、侮辱、挑発し、もしくは入場者等に面会を強要し、または入場者等の通行の妨害となる行為をすること
- 7 抗議集会、デモ等会場秩序を乱す恐れのある行為をすること
- 8 テント、小屋掛けその他工作物を設けること
- 9 許可なく商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為をすること
- 10 政治的、思想的若しくは宗教的な主義、主張、公共の秩序、道徳に反する内容、あるいは差別的な内容の広告材料若しくは観念を表示し、若しくは連想させ、またはデモンストレーションに使用され得るものや大会の運営に支障を及ぼす恐れのある掲示板、立看板、横断幕、懸垂幕、旗、のぼり、アドバルーン、ゼッケン、プラカード、文書、図書、印刷物、商標等を設置、着用、散布、貼付、配布すること
- 11 宣伝、勧誘、署名活動、演説、講演、布教、集会、喧騒にわたる行為、または特定のものを誹謗、中傷する行為をすること
- 12 電熱器、ガスその他これに類する火気を使用すること
- 13 傘をさしての観戦
- 14 会場内で喫煙をすること
- 15 ゴミその他汚物を廃棄すること
- 16 競技会場内、もしくはスタジアム等へのものの投げ入れまたは発射すること
- 17 その他会場における秩序の保持と円滑な運営を妨げ、入場者等に迷惑もしくは危険を及ぼし、または及ぼす恐れのある行為をすること